

## 名古屋女子大学 公的研究費の管理・監査体制に関する規程

平成 19 年 10 月 26 日 制定

令和 元年 8 月 1 日 最終改正

### 第 1 条（目的）

この規程は、名古屋女子大学および名古屋女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的資金等により配分される研究費（以下「研究費」という。）に関し、不正使用の防止について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 条（公的研究費）

公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

### 第 3 条（最高管理責任者）

- 1 本学に、研究費の管理・運営に関する最終責任者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者及び第 4 条の 2 に定めるコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の管理・運営が行えるよう、指揮する。

### 第 4 条（統括管理責任者）

- 1 本学に、研究費の統括管理責任者を置き、法人本部長をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の管理・運営全体を統括し、必要に応じ改善を行う。

### 第 4 条の 2（コンプライアンス推進責任者）

- 1 本学に、各学部等における研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長、研究科長、短期大学部部長及び大学事務局長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、各学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、各学部等において研究費に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、各学部等の構成員が、適切に研究費の管理・執行等を行っているか等についてモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### 第 4 条の 3（コンプライアンス推進副責任者）

- 1 本学に、各学科等における研究費の管理・運営についてコンプライアンス推進責任者を補佐する者としてコンプライアンス推進副責任者を置くことができ、各学科長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者から指示を受け、各学科等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、コンプライアンス推進責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者から指示を受け、各学科等において研究費に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講

状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。

- 4 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者から指示を受け、各学科等の構成員が、適切に研究費の管理・執行等を行っているか等についてモニタリングし、実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。

#### 第5条（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する規則を制定し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

#### 第6条（窓口の設置）

最高管理責任者は、研究費の不正使用に関し、学内外からの相談及び通報を受け付ける窓口を大学事務局総務課に設置する。

#### 第7条（職務権限の明確化）

- 1 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、教員と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知する。
- 2 事務処理については、責任の所在を明確にし、職務権限に応じた決裁手続きを行うこととする。

#### 第8条（関係者の意識向上）

- 1 教員は、教員個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、大学による管理が必要であることを認識しなければならない。
- 2 事務職員は、専門的能力により公的資金の適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担うものとする。
- 3 最高管理責任者は、教員及び事務職員の行動規範を策定する。

#### 第9条（調査に関する規程等の整備及び懲戒の審査）

- 1 最高管理責任者は、不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定めるものとする。
- 2 不正に係る調査の結果、不正行為が確認された場合、学校法人越原学園就業規則第32条に基づき、懲戒の審査を行う。

#### 第10条（不正防止計画の策定）

- 1 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ることとする。
- 2 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応する不正防止計画を策定する。

#### 第11条（防止計画推進者）

- 1 最高管理責任者は、不正防止計画を推進するため、不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進者」という。）を設置する。
- 2 前項の防止計画推進者は、法人本部長、大学事務局長、学部長、研究科長、短期大学部部长、大学事務局総務課長、法人本部人事課長及び法人本部財務課長から組織され、本学全体の実態を把握・検証し、不正発生要因に対する改善策を講じることとする。

#### 第12条（研究費の適正な運営・管理活動）

- 1 最高管理責任者は、予算の執行状況を検証し、実態に即しているかを確認するものとする。

る。その結果、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じることとする。

- 2 最高管理責任者は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握するものとする。
- 3 最高管理責任者は、教員と業者との癒着を防止する対策を講じることとする。
- 4 最高管理責任者は、発注・検収業務について、当事者以外による確認が有効に機能する体制を構築するものとする。
- 5 最高管理責任者は、納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、取り組み方針を明確に定めるものとする。
- 6 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めるものとする。
- 7 最高管理責任者は、教員の出張計画の実行状況等を事務で把握できる体制を構築するものとする。

#### 第13条（情報伝達の確保）

- 1 最高管理責任者は、不正に係る情報が適切に伝わる体制を構築するものとする。
- 2 最高管理責任者は、教員及び事務職員が行動規範や競争的資金の規則をどの程度理解しているか把握できる体制を構築するものとする。

#### 第14条（監視体制）

内部監査部門は、各学部からそれぞれ選出された教授4名及び法人本部財務課から組織され、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行うものとする。

#### 第15条（内部監査部門と監事及び会計監査人との連携）

- 1 内部監査部門は、監事及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査上の必要性に従い報告を行うものとする。
- 2 内部監査に関する手続要領は別途これを定める。

#### 第16条（雑則）

この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

#### 第17条（規程の改廃）

この規程の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成19年10月26日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。